

事務連絡
令和5年8月10日

独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター所長 殿

三重労働局労働基準部健康安全課長
(契印省略)



貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等について
(労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第33号)関係問答)

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等については、三重労働局長より令和5年5月15日付け三労発基0510第6号「貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件の施行について」をもって、貴会会員の皆様への周知及び荷役作業の安全対策の徹底についてお願いしたところですが、今般、これまで厚生労働省に寄せられた問い合わせ及びその回答について、別紙のとおり取りまとめられましたので送付します。

会員の皆様への周知等、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。